

独立行政法人の中期目標期間終了時における事務

- ・事業の見直しに当たっての附帯意見について



16 独評第88号
平成16年12月20日

農林水産大臣 島村 宜伸 殿

農林水産省独立行政法人評価委員会
委員長 松本 聰



独立行政法人の中期目標期間終了時の事務・事業等の見直しについて

平成16年12月17日付け16文第132号において農林水産大臣から諮問のあった標記の件について、本委員会は下記のとおり意見を提出する。

記

農林水産大臣から意見を求められた件については異存はない。ただし、中期目標期間終了時における独立行政法人の事務・事業の見直しにあたっての附帯意見を別添のとおり提出する。



独立行政法人の中期目標期間終了時における事務・事業の見直しに当たっての附帯意見

農林水産省独立行政法人評価委員会
委員長 松 本 聰

平成16年12月17日付けて農林水産大臣から意見を求められた独立行政法人の中期目標期間終了時の事務・事業等の見直し案については了解するが、以下のような意見もあった点に留意されたい。

今後、独立行政法人の事務・事業等の見直しをする際には、評価委員会の存在意義を踏まえ、可能な限り正式な会議の場で十分な議論ができるようにすべきである。

農業者大学校がこれまで担ってきた農業の担い手の育成の取組は、今後とも重要である。

研究開発法人の統合に当たっては、業務の効率化・重点化を図るとともに、試験研究の意義・性格を踏まえ、各法人の実施している研究の独自性等が損なわれないよう留意すべきである。

次期中期目標・中期計画の策定に当たっては、各法人の果たすべき役割等も踏まえ、総費用の厳しい抑制は慎重に行っていくべきである。